

ID: 1021

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	地下街等に係る制限の緩和に関する認定		
例 規 名 根 拠 条 項	東京都建築安全条例第 73 条の 20		
例 規 番 号			
【基準】 防災評定等を行い、既存状態よりも改善され、防災・避難計画において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合。 [出典] 社団法人東京建築士会：東京都建築安全条例とその解説			
標準処理期間	未設定		
備考	市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例第 2 条の表 12 の項ワ		
設 定 年 月 日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日